

特定労務管理対象機関の指定状況と更新予定について

資料4

○令和6年4月から勤務医の時間外・休日労働の上限規制が適用

医療機関に適用する水準	長時間労働が必要な理由		年の上限時間
A水準	原則（一般労働者と同程度）		960時間
特例水準	B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
	連携B水準	地域医療の確保のため、他院に派遣する医師の労働時間を通算すると長時間労働となるため	通算で1,860時間 (各院では960時間)
	C-1水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1,860時間
	C-2水準	長時間修練が必要な技能の習得のため	1,860時間

○医療法の改正により、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置について整備

医療機関

- 勤務する医師が長時間労働となる医療機関は、医師労働時間短縮計画を作成
- 健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等

都道府県

- 地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関（**特定労務管理対象機関**）を知事が指定
- 指定にあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴取

特定労務管理対象機関の指定状況と更新予定について

○ 現在の指定状況

指定時期/指定水準	B	連携B	C-1	C-2	医療機関数
R5 第1回指定 [R6.4.1~R9.3.31]	1	1			2
R5 第2回指定 [R6.4.1~R9.3.31]	31	21	11	1	40
R5 第3回指定 [R6.4.1~R9.3.31]	5		4		5
R6 第1回指定 [R6.10.1~R9.9.30]	2				2
R6 第2回指定 [R7.4.1~R10.3.31]	1	1			1
合計	40	23	15	1	50

○ 指定の更新

指定更新（有効期間：R9.4.1以降）を行う医療機関は、令和8年度中の更新手続き（評価センターの受審を含む）が必要となる。令和7年8月時点で指定更新予定の医療機関は **44** 機関。

※指定更新をしない医療機関に対しては、評価センター個別評価項目をもとにした現在の取組状況確認を実施。

○ 新規の指定に係るスケジュール

- ・申請受付期間 令和8年1月5日～2月6日
- ・令和8年3月予定の医療審議会で意見聴取
- ・令和8年4月1日～令和11年3月31日を有効期間として指定。

(現況)

- ・令和7年度中に指定希望の医療機関はなし。
- ・新規の指定に関する問い合わせは、都及び勤改センターともに連絡なし